

知っておきたい断裁機と法律のこと。



# 断裁機に法律？

## 断裁機を使う事業者は、法律で「安全に使う」ことが求められます。

労働安全衛生法では断裁機はシャワーの一種となっています。また、関連規定(労働安全衛生法、労働安全衛生法施行例、労働安全衛生規則、安全衛生特別教育規定、等)を順守することが求められており、違反した場合は罰則が適用されることもあります。

## 3つのチェックポイント



### 1.断裁機オペレーターは安全講習を受ける必要があります。

法59条1項及び罰則35条・法59条3項及び罰則36条。  
労働安全衛生法では断裁機を使用する事業者は、**雇い入れ時に安全又は衛生のため教育を行うこと**と、**断裁業務に従事する人は、特別教育を受けなければ就業できない**。が定められています。



### 2.断裁機は定期自主検査を行わなければいけません。

法45条及び令15条及び罰則135条。  
労働安全衛生法では断裁機を使用する事業者は、その断裁機について、**1年以内ごとに1回、定期に、自主検査を行うこと**と、その**自主検査の記録を3年間保存すること**が定められています。



### 3.断裁機は型式検定に合格していないと使うことができません。

法42条及び罰則27条・法44条及び令14条。  
労働安全衛生法では断裁機を使用する事業者は、**安全装置を具備していない断裁機は使用が禁止されている**と、**断裁機は型式検定を受けるべき機械に指定されている**。が定められています。

●上記の法令を紹介する文は、要旨を編集者の判断で表現したものです。ご了承下さい。

法令や罰則と聞いたらちょっと身構えてしまいますね。でも面倒なことと捉えずに順守する法をきちんと知って、機械も人も安全な稼働を心がけて対応すればよいのです。  
日頃の機械メンテナンスや人員の安全教育が基本かつ根本となります。

次のページで  
イトーテックの対応を  
ご案内しています。



## 「罰則」に関する資料

### 労働安全衛生法 (抜粋)

第百十九条  
次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
一 省略、第四十四条の二第七項、省略、第五十九条第三項、省略 の規定に違反した者

第百二十条  
次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。  
一 省略、第四十五条第一項若しくは第二項、省略の規定に違反した者

### ●文章表記について

引用記載した各法令の文章中の略や強調・赤字表記は、編集者の判断で行ったものです。ご了承下さい。

## 「型式検定」に関する資料

### 労働安全衛生法 (抜粋)

第五章 機械等及び有害物に関する規制  
第一節 機械等に関する規制  
(型式検定)  
第四十四条の二  
第四十二条の機械等のうち、**別表第四に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けた者**(以下「登録型式検定機関」という。)が行う**当該機械等の型式についての検定を受けなければならない**。  
5 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を本邦において製造し、又は本邦に輸入したときは、当該機械等に、厚生労働省令で定めるところにより、**型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない**。  
7 第一項本文の機械等で、第五項の**表示が付されていないものは、使用してはならない**。

別表第四 (抜粋)  
(第四十四条の二関係)  
一 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のもの  
二 **プレス機械又はシャワーの安全装置**  
三 防爆構造電気機械器具 (以下略)

## 「定期自主検査」に関する資料

### 労働安全衛生法 (抜粋)

第五章 機械等及び有害物に関する規制  
第一節 機械等に関する規制  
(定期自主検査)  
第四十五条  
事業者は、ボイラー**その他の機械等で**、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、**定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない**。

### 労働安全衛生規則 (抜粋)

第二編 安全基準  
第一章 機械による危険の防止  
第四節 プレス機械及びシャワー  
(定期自主検査)  
第百三十五条  
事業者は、動力により駆動されるシャワーについては、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について**自主検査を行わなければならない**。  
一 クラッチ及びプレーキの異常の有無  
二 スライド機構の異常の有無  
三 一行程一停止機構、急停止機構及び非常停止装置の異常の有無  
四 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無  
五 配線及び開閉器の異常の有無  
(定期自主検査の記録)  
第百三十五条の二  
事業者は、前二条の**自主検査を行ったときは**、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。  
一 検査年月日  
二 検査方法  
三 検査箇所  
四 検査の結果  
五 検査を実施した者の氏名  
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

## 「安全講習」に関する資料

### 労働安全衛生法 (抜粋)

第五章 機械等及び有害物に関する規制  
第一節 機械等に関する規制  
第六章 労働者の就業に当たつての措置  
(安全衛生教育)  
第五十九条  
3 **事業者**は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに**労働者をつかせるときは**、厚生労働省令で定めるところにより、**当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない**。

本カタログの内容は予告なく変更になる場合がございます。ご了承をお願いいたします。

ITOTEC ホームページ  
[www.itotec.co.jp](http://www.itotec.co.jp)

e-mail [info@itotec.co.jp](mailto:info@itotec.co.jp)



**Point 1** 断裁機オペレーターは安全講習を受ける必要があります。

どうしたらいいの？

安全な断裁技術が学べる「学科教育」と「実技教育」を行なっています。



学科教育の風景。



実技教育を受ける受講者。

**1** 各事業所単位での特別教育

**学科 (8時間) + 実技 (2時間)**

イトーテック断裁機による実技教育を行います。

- 学科と実技で10時間の講習です。
- 断裁オペレーターの方が対象となります。
- 修了された方には修了証を授与します。



料金 **150,000**円 (消費税別)

申し込み参加人数は1名から6名まで。(6名まで料金150,000円) 追加申し込みされる場合は1名につき20,000円です。

ご用意していただくもの。

- イトーテックの断裁機
- 上質もしくはコート紙(四六全紙、A版・菊版・B本版のいずれか3連)

**2** 組合など複数の事業所への特別教育

**学科 (8時間)** 実技教育はお客様自身で行うタイプです。

- 複数の事業所が集まって当社の特別教育プログラムを受講できます。
- 別途各事業所においてプラス2時間の実技教育を実施して下さい。
- 学科講習終了証を授与します。

料金(一律) **150,000**円 (消費税別)

(日本印刷産業機械工業会発行テキスト代として1名1,000円が別途必要)

※このプログラム内容は各事業所実機を利用できない関係上、各事業所単位での当社の特別教育プログラムとは異なります。

**学科教育及び実技教育の内容と講習に求められる時間**

(安全衛生特別教育規程より)

種別	科目	範囲	時間
学科	プレス機械又はシャー及びこれらの安全装置又は完全囲いに関する知識	プレス機械又はシャー及びこれらの安全装置又は完全囲いの種類、構造及び点検	2時間
学科	プレス機械又はシャーによる作業に関する知識	材料の送給及び製品の取出し、プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの異常およびその処理	2時間
学科	プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、調整等に関する知識	プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整	3時間
学科	関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間
実技	プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整	プレス機械の金型、シャーの刃部又はプレス機械若しくはシャーの安全装置若しくは安全囲いの点検、取付け、取外し及び調整	2時間

講師のプロフィール

学科教育 講師

原田 文夫 (はらだ ふみお)

1970年に開発としてイトーテックへ入社。1979年東京支店の営業へ。以後、東京支店の支店長を経て2003年に愛知県の本社に営業本部長として戻る。その間、1986年から2004年に至るまでの18年間、東京製本高等技術専門校の機械と電気の講師を務める。1996年に都知事賞を受賞。

実技教育 講師

(イトーテック専属断裁インストラクター)

寺田 重吉 (てらだ しげよし)

1963年に断裁士見習として就職。1967年初めて紙を切る。紙を切る技術面において様々な壁に突き当たり、1970年本格的に研究を開始。1972年技術マニュアル作成開始。同時に新人養成指導を始める。1993年巻き取り原紙・製本断裁の研究を開始。2001年断裁技術読本の編纂に参加。安全な操作をテーマにさらなる研究に挑む。以来、現役断裁士であるとともに、断裁インストラクターとして活躍中。

**Point 2** 断裁機は定期自主検査を行わなければいけません。

どうしたらいいの？

定期的に断裁機の保守点検を行う「レギュラーサポートサービス」があります。



点検記録書(メンテナンスレポート)。

定期保守点検契約レギュラーサポートサービス

- サービスマンが定期的に点検を行い、専用の点検記録書を作成。
- 同じ設置場所での契約2台目以後は基本料金から5,000円引き。

3つの料金プラン レギュラーサポートサービス基本料金 (消費税別) 出張費が別途必要です。 未契約の場合(消費税別) 出張費が別途必要です。

<b>Aプラン</b> 75,000円 (年額)	年2回の定期点検	+	年1回のオイル交換	+	オイルは当社が持参	<b>105,500円</b>
<b>Bプラン</b> 60,000円 (年額)	年2回の定期点検	+	年1回のオイル交換		オイルはお客様でご用意。	<b>75,000円</b>
<b>Cプラン</b> 50,000円 (年額)	年2回の定期点検				オイル交換は含みません。	<b>60,000円</b>

1回ごとの定期点検サービスもございます 定期点検サービス料金 1回: **30,000**円 (消費税別) 出張費が別途必要です。

保守の内容

- 弊社が製造・販売した断裁機及び給排紙機(いずれも製造後20年を経過していないもの)について、年2回の定期点検と、1回のオイル交換を年間保守契約料金にて行います。
- 点検やオイル交換の周期を管理し事前に連絡の上訪問します。
- 消耗部品・劣化部品の交換(部品費別途)を、お客様の承認を得て行います。
- 点検時間内に完全処置が可能な修理、調整を行います。(クラッチ調整、精度調整、機構部注油グリスアップ等)
- チェックリストに基づいて点検し、点検記録書を作成します。

保守料金

- 基本料金:上記3つの料金プランからお選びください。
- 契約台数割引:同一場所に設置の複数台をご契約のお客様には、2台目から1台ごとに5,000円を割引。
- 時間超過割増:1台の点検作業時間は2時間以内とし、これを超える作業が発生した場合は30分につき5,000円の超過料金を別途請求となります。
- 部品代:Aプランの油圧オイル及びギアオイルを除き、使用した部品費は別途請求となります。
- 休日・時間外割増:休日の作業は1台につき1回15,000円を、その都度別途請求となります。
- ご請求:年額の料金を契約月にご請求させていただきます。

**Point 3** 断裁機は型式検定に合格していないと使うことができません。

どうしたらいいの？

型式検定に合格した断裁機を、お客様の費用プランに応じて導入していただけます。



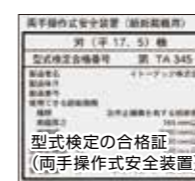
eRCシリーズ断裁機の光線式安全装置と型式検定の合格証。



eRCシリーズ断裁機のナイフスイッチの両手操作式安全装置。

型式検定とは

断裁機の操作者の安全を守る事を目的とし、その機械が厚生労働大臣の定める規格に適合しているか審査します。また申請者がその機械等の製造・検査に必要な設備等を有するかも審査の対象となります。



▶ 最初から安心の「eRCシリーズ断裁機」

eRCシリーズ断裁機は、全モデルが両手操作式安全装置と光線式安全装置を標準装備。これらは型式検定に合格しています。

▶ 高品質でおトクな中古断裁機「FC3」

FC3は高品質なオーバーホール済み断裁機です。製造元ならではの純正パーツを使用。型式検定合格の両手操作式安全装置を装備しています。

▶ 手軽に導入できる「型式検定セット」

今お使いの断裁機に型式検定合格品を装着する型式検定セットです。型式検定セット価格 **400,000**円 (消費税別) 出張費・作業料金が別途必要です。

型式検定セットの対象機種

1986年以降製造のタイプFCシリーズ及び、タイプRC断裁機。  
型式検定セットの内容: 1. 型式検定申請両手操作式安全装置 2. 型式検定合格の光線式安全装置 3. クランプペダル操作時のクランプ下降速度低減制御装置。

お客様の断裁機の運用状況などを考慮して、より安全な仕様をおすすめする場合がございます。